

学校における感染症と出席停止について

医師により下記の病気の診断を受けた場合、感染のおそれがある間、学校は出席停止となります。

- 第1種** エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（インフルエンザAウイルスであって、血清亜型がH5N1であるものに限る）
- 第2種** インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種** コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ノロウイルス等による感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症等）

〔出席停止の期間の基準〕

第1種 ・ 治癒するまで

第2種

- インフルエンザ ・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- 百日咳 ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻しん ・ 解熱した後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風しん ・ 発しんが消失するまで
- 水痘 ・ すべての発しんがか皮化するまで
- 咽頭結膜熱 ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核、髄膜炎菌性髄膜炎
・ 医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種 ・ 医師において感染のおそれがないと認めるまで

ただし、病状により、学校医その他の医師が、その感染症の予防上支障がないと認めるときは、この限りではありません。幼児児童生徒が登校する時は、別添の用紙に医師の証明を受けて、学校へ提出してもらって下さい。（出席停止は、欠席にはなりません。）